

第4編 災害復興計画

第4編 災害復興計画 目次

第4編 災害復興計画	復興 -1
第1章 復興の基本的考え方	復興 -1
第1節 復興の基本的考え方	復興 -1
第2章 復興体制	復興 -2
第1節 復興本部の設置	復興 -2
第3章 復興計画の策定	復興 -4
第1節 震災復興基本方針の策定	復興 -4
第2節 震災復興計画の策定	復興 -4
第3節 特定分野計画の策定	復興 -4
第4節 被災者の生活再建支援	復興 -5
第5節 特定大規模災害時の措置	復興 -6

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

応急復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期視点に立って計画的に実施するものである。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

こうしたことから、都では、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年3月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するため、被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」からなる「東京都震災復興マニュアル」を策定し、令和7年3月には、近年の法令改正等を踏まえ、復興マニュアルの修正を行った。

都では、復興の基本的な考え方として、下表のとおり「生活復興」と「都市復興」という別々の概念があると考えている。このため、東京の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建としている。

市においても、今後、この復興マニュアルに基づき、復興体制等の整備を進める。

項目	基本的考え方
生活復興	<p>1 生活復興の目標</p> <p>(1) 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。</p> <p>(2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。</p> <p>2 生活復興の推進</p> <p>(1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>(2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</p>
都市復興	<p>1 都市復興の理念</p> <p>世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。</p> <p>そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。</p> <p>(1) 安全でゆとりある都市</p> <p>(2) 世界中の人から選択される都市</p> <p>(3) 持続的な発展を遂げる都市</p> <p>(4) 共助、連携の都市</p> <p>2 都市復興の目標</p> <p>「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、併せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。</p>

第2章 復興体制

都は、震災後早期に都民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、国、区市町村等と連携・協力して、震災復興基本方針及び震災復興計画を策定し、これに基づき、復興事業を推進する。このため、必要があると認めるときは、東京都震災復興本部（以下「都震災復興本部」という。）を設置する。

市においても、都と同様に震災復興基本方針及び震災復興計画を策定し、被災の状況を踏まえて必要に応じて武蔵村山市震災復興本部（以下「震災復興本部」という。）を設置する必要があるため、復興体制の確立を早急に検討する。

第1節 復興本部の設置

1 都震災復興本部の設置

都知事は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、被災後1週間程度の早い時期に都震災復興本部を設置する。

2 震災復興本部の設置

(1) 震災復興本部の設置

市長は、重大な震災被害により都市の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後、速やかに市長を本部長とする震災復興本部を設置する。

(2) 震災復興本部の廃止

震災復興本部長は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、震災復興本部を廃止する。

3 震災復興本部の組織・運営

(1) 震災復興本部の組織

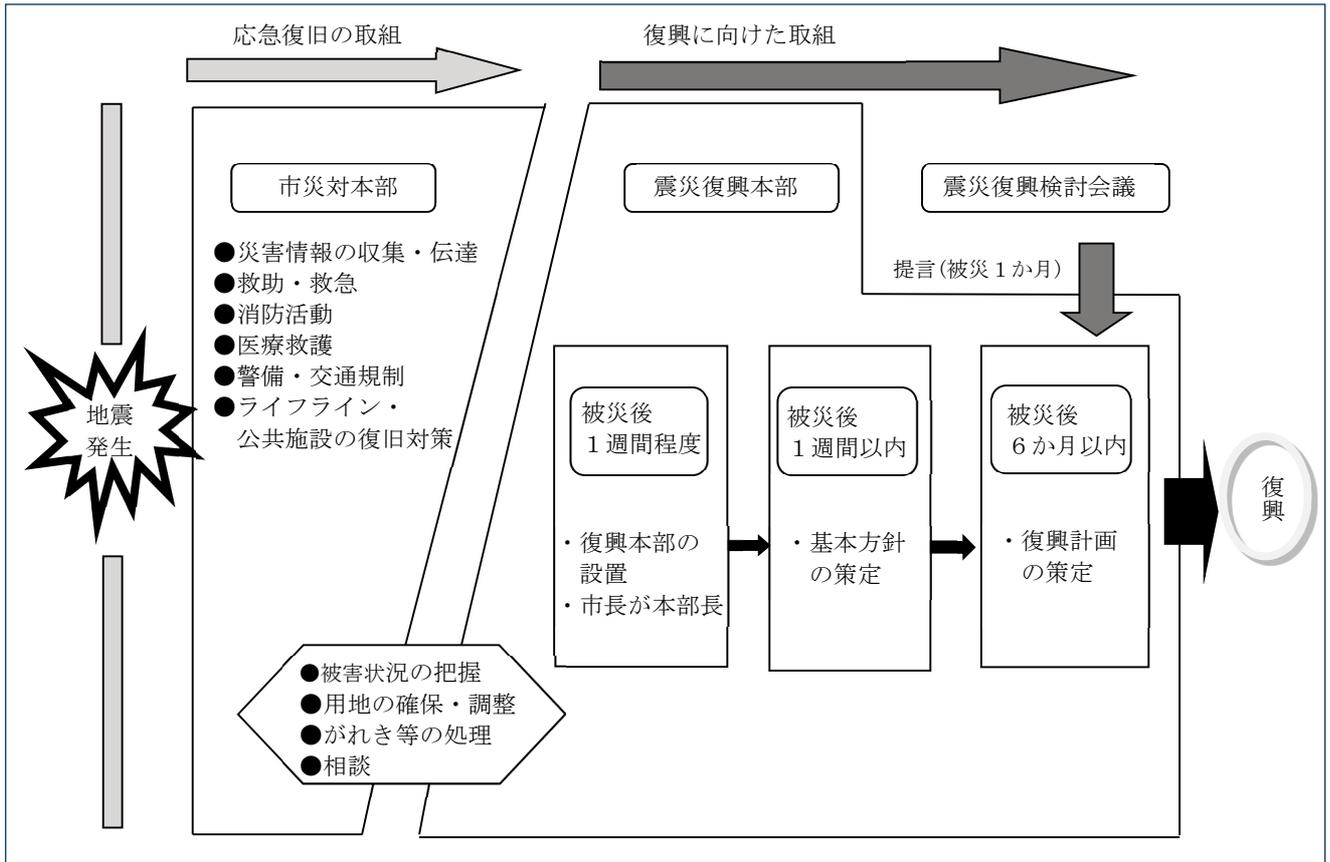
構成員		所掌事務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	本部を構成する部の部長	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
	本部長が指名する者	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

* 震災復興本部の組織は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織条例上の部等に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。

(2) 震災復興本部の分掌事務

震災復興本部の分掌事務は、あらかじめ定めておくことが望ましいが、被災状況などに応じて協議し、決定する。

【震災時における市の取組】



4 市災対本部と震災復興本部との関係

震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急復旧対策を臨時的、機動的に実施する市災対本部とは、その目的と機能を異にする。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、市災対本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第3章 復興計画の策定

市長は、震災発生後、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針を策定するとともに、震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間 以内	72時間 以内	7日 以内	8日 以降	
第1節 震災復興基本方針の策定				○	企画政策班
第2節 震災復興計画の策定				○	
第3節 特定分野計画の策定				○	
第4節 被災者の生活再建支援				○	福祉総務班
第5節 特定大規模災害時の措置				○	本部班

第1節 震災復興基本方針の策定

震災復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、震災復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- 1 暮らしのいち早い再建と安定
- 2 安全で快適な生活環境づくり
- 3 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- 4 災害に強いまちづくり

第2節 震災復興計画の策定

- 1 震災復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な震災復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。
- 2 復興計画の策定手続
 - (1) 震災復興本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
 - (2) 震災復興本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、震災復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、震災復興計画を策定し公表する。

第3節 特定分野計画の策定

企画政策班は、震災復興計画の策定と並行して、生活復興、都市復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野について、関係部署と調整の上、復興計画策定に向けた調整を行う。

1 生活復興

(1) 住宅の復興

住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握した上で、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。

あわせて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

(2) 暮らしの復興

市民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉、文化・社会教育、

消費生活に関する対策を総合的に推進する。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤、環境を創造的に形成していく。

2 都市復興

(1) 都市の復興

市及び都は、被害の状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興グランドデザイン」を踏まえ、都市復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等について検討する。

(2) 産業の復興

市は、震災からの産業の復興に当たって、都と連携しながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業の振興を図る施策を進める。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策、雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講ずる。

第4節 被災者の生活再建支援

1 被災者総合相談所の設置

市は、福祉をはじめ数多くの行政分野において、市の復興施策の中心的役割を果たすことから、被災者からの相談の総合的な窓口を設置する。

都においても復興対策の本格化に応じて、被災者総合相談所を設置することとなっており、災害時における相互連携・協力体制を確立する。

2 災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援

(1) 災害ケースマネジメントとは

災害ケースマネジメントとは、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組をいう。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人一人の被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じ、災害ケースマネジメントの手法を活用して被災者を支援する。

1 個別訪問による被災者の状況把握	被災者の個別訪問・見守り等のアウトリーチ [※] により、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人一人の抱える課題を把握する。
2 市、都、社会福祉協議会等の連携による被災者支援	被災者支援には、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関等と連携して取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につなげる。
3 被災者の個々の課題に応じた支援計画の作成	一人一人の被災者の抱える課題に応じた支援を実施するため、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、関係機関で支援方針を検討（ケース会議）の上、多様な主体が様々な支援策を組み合わせた支援計画を作成する。
4 支援の継続的な実施	被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するため、「①アウトリーチによる課題の把握」、「②ケース会議による支援方針の決定」「③支援の実施」、を継続的に繰り返し行い、生活再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど、被災者に寄り添った支援を実施する。

※アウトリーチ：災害からの自立・生活再建の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない被災者に対し、平時から構築している支援関係機関とのネットワークの活用や災害ボランティアセンターとの連携により、住居や仮設住宅等への訪問、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の仕組みづくり、当事者との関係づくりなどを行うことにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。

第5節 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて都と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について都知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は都知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。